

2020年3月
日高都市ガス株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による ガス料金・電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金や電気料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえ、日高都市ガス株式会社は、経済産業省の要請により一時的にガス料金・電気料金の支払い猶予等の特別措置の適用を行うことといたしました。

つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。（社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。）

2. 特別措置の内容

【ガス料金】

2020年2月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）及び3月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

【電気料金】

2020年2月、3月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）の各電気料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

3. 特別措置の申込先

日高都市ガス株式会社 総務経理部

【電話】042-989-4041（受付時間）平日 9:00～17:30

以上